



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

介護保険負担限度額認定証の更新

いきいき高齢支援課

☎内線3594・3596

介護保険施設における食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度があります。

現在お持ちの負担限度額認定証の有効期限は7月31日（火）です。8月1日（水）以降も引き続き利用するためには、8月中に更新申請を行い認定を受ける必要があります。9月以降に申請を行った場合は前月以前の負担の軽減が適用されませんのでご注意ください。

現在認定証をお持ちの人へ通知を発送していますので内容をご確認の上、窓口までお越しください。

受付日 7月3日（火）から

対象

①「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」の入所者、または短期入所生活介護（ショートステイ）利用者で本人および世帯員全員が住民税非課税の人
②配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税の人
③施設利用者および配偶者の

国保税を口座振替登録されている世帯へ

☎国民健康保険課

☎内線3724・3725

国保税について、昨年度から口座振替登録世帯へは、原則納付書を同封していません。納付書での納付を希望する世帯や、口座からの引き落としができない世帯（残高不足など）は、早めに国保税までご連絡ください。なお、口座振替の対象は、第1～8期のみで、それ以外の随時課税分や平成29年度分以前の税については口座振替のご利用はできません。

国保税の賦課限度額の改正

☎国民健康保険課

☎内線3724・3725

国民健康保険税は、国保加入者間の負担の公平を図るよう税率等を決定しています。平成30年度から国保税の医療分の賦課限度額を変更し、財政健全化を図ります。
※支援分・介護分の賦課限度額に変更はありません
《賦課限度額改正後》
医療分賦課限度額 58万円

後期高齢者医療制度加入者へ

☎国民健康保険課

☎内線3712・3727

●8月1日（水）から被保険者証が切り替わります

新しい被保険者証の有効期限は平成31年7月31日（水）と

資産（現金、預貯金、有価証券など）の合計額が2千万円（単身の場合は1千万円）以下の人
※①～③全てに該当する人が対象となります。不正が発覚した場合は、罰則が生じる事があります。

平成30年度国民年金保険料の一般免除申請の受付を開始します

☎市民課

☎内線3111～3116

平成30年度の保険料は月額**1万6340円**です。納めることが難しいときは、免除申請をしてください。

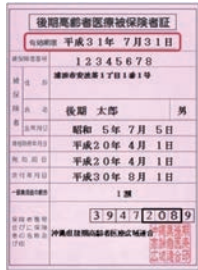
申請受付期間 平成30年度の一般免除申請は7月から受付を開始します。さかのぼって2年1か月まで申請が可能です。

対象 学生以外の人

審査基準

①本人・配偶者・世帯主の平成30年度の所得（平成29年中の所得）
②災害・失業・事業の廃止などの事由
年金を受けるとき 免除が承認された期間は年金の受給に必要な期間に含まれます。ただし、一部免除が承認された場合は、減額された保険料を納付しないと未納と同じ扱いになるのでご注意ください。

なります。



被保険者証の色（ピンク）は変わりません

※新しい被保険者証は7月下旬までに簡易書留で郵送します（保険料の滞納がある人は、市役所窓口での切り替えです）。

●「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」、「**限度額適用認定証**」の交付

▼**住民税非課税世帯**

一部負担金の限度額適用と食事が減額する制度があります。

▼**減額認定証交付対象**

①低所得者Ⅰ→同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人（年金の控除額を80万円として計算） ②低所得者Ⅱ→世帯員全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰに該当する人を除く）

▼**入院の食事代**

「低所得者Ⅱ」の減額認定証をお持ちの人で、長期入院されている人については、入院日数（91日以上）がわかる書類などを持参して申請してください。食事代が軽減されます。申し込みは8月31日（金）までお願いします。

《継続免除について》

一般免除申請は原則毎年7月に申請が必要ですが、申請時に「継続申請」を希望し全額免除が納付猶予が承認された場合、翌年から自動的に審査が行われ、本人による申請手続が不要になります。（一部例外あり）

低所得者世帯に係る国保税の軽減措置の拡充

☎国民健康保険課

☎内線3724・3725

国保世帯に属する世帯主、国保加入者および旧国保被保険者の総所得金額等の合計額が一定の基準金額以下の場合、被保険者均等割額と世帯別平等割額が軽減（7・5・2割）されますが、平成30年度分から5割と2割の軽減が次のとおり拡充されます。ただし、所得申告をしていない場合は軽減が適用されません。

軽減割合	平成30年度基準金額
7割	33万円以下
5割	33万円+{(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数)× 27万5千円 }以下
2割	33万円+{(国保加入者および旧国保被保険者の合計人数)× 50万円 }以下

▼**限度額適用認定証交付対象**

現役並み区分Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用認定証」を医療機関で提示するとお支払い（自己負担額）を高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。

▼**受付場所**

国民健康保険課窓口

▼**申請に必要な物**

①後期高齢者医療被保険者証
②被保険者本人の印鑑
③代理人が申し込みをする場合は代理人の印鑑
④申請者の本人確認ができるもの（運転免許証など）

●**低所得者世帯への保険料軽減措置が拡充されます**

▼**均等割額の軽減**

世帯（世帯主および被保険者の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます）。

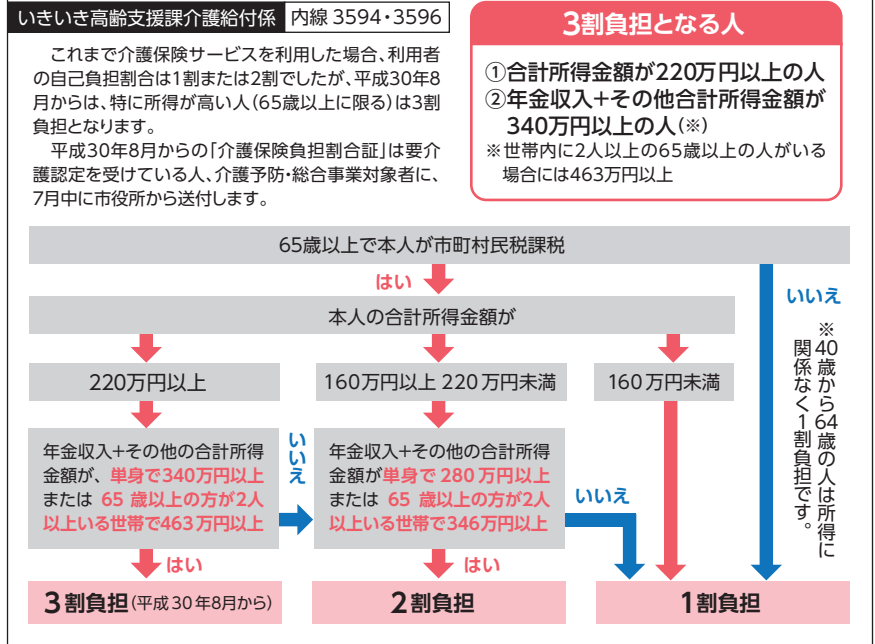
軽減割合	基準所得金額
5割	33万円+ (27.5万円×被保険者数) 以下
2割	33万円+ (50万円×被保険者数) 以下

※9割軽減、8・5割軽減については変更ありません。

▼**所得割額の軽減**

所得割額を負担する人のうち平成30年度からは軽減なしとなります。

所得が高い層の自己負担が3割に変更されます。



ある。

国保税納付書のコンビニ取扱期限
☎国民健康保険課
☎内線3724・3725

通常の納付書は納税者の利便性を考慮し、納期限が過ぎた場合でも一定の期間（コンビニ取扱期限内）は使用できるようになっていますが、その場合は納期限後の納付の扱いとなりますので、次の点にご注意ください。

①督促状が送付されることが

②平成31年度の保険証更新で、郵送での交付対象世帯から外れることがある。
※郵送での交付対象世帯は、滞納がなく納期限内に納付されている世帯です。
滞納がある世帯や納付が遅れた世帯は窓口での交付となります。（18歳未満の加入者分は郵送）
平成30年度国保税納期限は、納税通知書を参照ください。

70歳以上の高額療養費の上限額が変わります!

高額療養費制度とは ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。

8月から、70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度加入者の高額療養費の上限額が次のようになります。また、医療機関の窓口で区分が低所得Ⅰ・Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、区分が現役並みⅠ・Ⅱの人は、「限度額適用認定証」を提示すると、医療費のお支払いを高額療養費の自己負担限度額までにとどめることができます。

平成30年8月から	所得区分	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	—	—	252,600円 + (医療費－842,000円)×1% <多数回 140,100円>
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	—	167,400円 + (医療費－558,000円)×1% <多数回 93,000円>
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	—	80,100円 + (医療費－267,000円)×1% <多数回 44,400円>
	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	

【問い合わせ】国民健康保険課（内線3714・3712）

▼**保険料の賦課限度額**

賦課限度額（保険料の上限額）が、平成30年度から62万円となります。

▼**被扶養者だった人の軽減**

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険などの被扶養者だった人は、特別措置として、保険料の均等割額が5割軽減されます。

●**保険料に関する通知書を送付します**

▼**特別徴収の人**

年金支給の際に、年金から保

険料が天引きされます。

申し込みにより口座振替に変更することができると場合があります。

▼**普通徴収の人**

「後期高齢者医療保険料納付通知書」で納期限内に指定された金融機関で納めます。口座振替で納めることもできますので、最寄の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みください。
※普通徴収の保険料の納付は7月からです。